議案第80号

小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

小松島市事務分掌組織条例(昭和48年小松島市条例第23号)の一部を別紙のように改正する。

令和2年7月29日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例

小松島市事務分掌組織条例(昭和48年小松島市条例第23号)の一部を 次のように改正する。

第1条第4号中「産業建設部」を「産業振興部」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 危機管理部

第1条に次の1号を加える。

(6) 都市整備部

第2条第4号中「産業建設部」を「産業振興部」に改め、同号中(ウ)から(オ)までを削り、(カ)を(ウ)とし、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 危機管理部

危機管理に関する業務

第2条に次の1号を加える。

- (6) 都市整備部
 - (ア) 建築及び住宅に関する業務
 - (イ) 道路,河川及び砂防に関する業務
 - (ウ) 都市計画,区画整理及び下水道に関する業務
 - (エ) 入札,契約及び工事検査に関する業務

附則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。